

改正概要説明書	
国名：ブルガリア	法令名：意匠法
改正情報： 2010年5月11日官報 No. 35 により改正 2011年2月12日施行	
<p><b>改正概要：</b></p> <p>本改正の最大の特徴は、意匠出願の審査について、改正前は、新規性、独自性についての実体審査を行っていたが、これらの審査を廃止し、出願意匠が第3条に規定する意匠の定義に合致するか、及び、公序良俗に違反しないかのみを審査する制度を採用したことにある。</p> <p>これは、ブルガリアが意匠の国際登録に関するハーグ協定ジュネーブアクトに加盟するに当たり、国内出願も含めて上記実体審査を廃止し、無審査国に移行したためである。</p> <p>新規性等の審査を廃止したことにより、意匠出願は、方式要件及び、意匠登録による保護を受けるための最低限の条件(意匠の定義に該当すること及び公序良俗違反でないこと)を具備すれば登録されることになった。新規性や独自性が欠如する意匠登録については、第三者の無効請求によって処理することとなる。</p> <p>実体審査の廃止を受けて、出願公告制度を廃止し、併せて出願公告に対する異議申立制度も廃止した。公告はすべて登録公告によって行うが、ハーグ協定ジュネーブアクトにおいて公開の延期(繰延)制度があることと整合させるため、公告の延期(繰延)制度を新たに採用し、延期された公告について、公告請求制度を創設した。</p> <p>また、これらに関連する所要の改正の他、電子出願・電子的ファイル管理制度の導入、期限設定の見直し等の改正を行った。</p>	
<p><b>改正内容：</b></p> <p>・ <b>第1条</b></p> <p>改正前の(2)項は、内務省によって行われる特定の活動に関連する工業意匠の創作及び使用中に生じる関係には本法を適用しない旨を規定していたが、改正により同項を廃止した。</p> <p>・ <b>第6条 (手数料)</b></p> <p>特許庁の徴収する手数料の項目のうち、改正により廃止された出願公告に関する項目が削除され、改正により導入された「登録公告の延期」が追加された。</p> <p>・ <b>第7条 (ファイル)</b></p> <p>(1) 意匠についてのファイルは、紙媒体の他に電子媒体により作成保管する旨が追加された。</p>	

・第8条（工業意匠国家登録簿）

工業意匠国家登録簿につき、改正前は、すべての意匠登録及びそれに係るその後のすべての変更についての情報を含むものとするのみ規定されていたが、改正により、特許庁が備えて保管するものとされ、記録される項目も具体的に規定した。

・第9条（工業意匠国家登録簿の閲覧）

工業意匠国家登録簿は公開のものとなるが、紙媒体による閲覧・保管に加え、改正により、特許庁のインターネットサイトで公表される旨、及び、電子データベースとして保管し情報システムにより運用する旨が追加された。

・第11条（登録の根拠）

改正前の(3)項は、「国の防衛及び安全保障に関連する製品に係る工業意匠は、登録に際して、防衛省又は内務省との書面による事前の調整を受けることを条件とする。」と規定していたが、本項を廃止した。

・第13a条（複合製品の一部である製品の意匠の新規性及び独自性）

複合製品の一部を構成する製品の意匠の登録要件について、新規性及び独自性を認める要件についての規定を新設した。

・第18条（法的保護の範囲）

登録意匠の法的保護の及ぶ範囲について、改正前は、同一意匠及び相当な程度において登録意匠の複製である意匠に及ぶ旨を規定していたが、改正により、事情に通じた使用者に異なる全体的印象を与えることがないすべての意匠に及ぶと変更された。

・第24条（移転）

(2) 共有に係る意匠権の移転において必要とされる共有者全員の同意は書面によるべきとの改正前規定から、書面によるべき旨の記載を削除した。

(4) 移転申請には移転に係る書類を添付すべき旨を第1文に挿入して規定振りを変更した。

・第26条（ライセンス契約）

(4) ライセンス契約の工業意匠国家登録簿への記入について規定の整備をしたが実質的な変更はない。

・第26a条（担保の対象としての工業意匠権）

担保に供した工業意匠に係る権利については、裁判所は権利者に通知することなく、意匠の使用禁止や処分禁止の保全措置を認めることができるものとした。また、担保権の効

力発生時期を権利者と第三者とに分けて新たに規定した。

※コメント：第 26a 条(1)の原文(ブルガリア語)を参照すると、意匠権は担保の目的とすることができる旨の第 1 文で一旦ピリオドが打たれ、第 2 文として「裁判所は当事者の請求により被告に通知することなく次の保全措置を許可することができる。」となっていると思われる。すなわち、「被告に通知することなく」というのは第 2 文の構成要素のようである。

#### ・第 26c 条 (破産財産における工業意匠権)

(3) 「工業意匠権が破産財産に含められた場合において事件当事者の 1による申請があったときはこの事実を工業意匠国家登録簿に記入」と下線部分が訴訟当事者から変更された。

#### ・第 27 条 (登録の失効)

(2) 意匠登録の失効事由のうち、登録所有者である法人が消滅した場合に登録が失効する条件について、改正前は利害関係人の請求が必要であったが、改正後は何れかの者の請求があった場合と変更し、請求人の利害関係を不要とした。

#### ・第 29 条 (登録の無効)

(1) 3. 改正前は先願登録意匠と同一の意匠登録は無効となる旨を規定していたが、改正により、出願前世界公知の意匠と同一の意匠である場合も無効理由に追加された。

(4) いわゆる冒認による登録の場合、改正前は裁判所の決定後所定期間内に真の所有者が所定の申請を行わなかった場合は無効とされる旨を規定していたが、改正後は、真の所有者による申請が受領されなかった場合と変更し、特許庁の申請受領の時期を基準とした。

(5) 登録が職権で無効とされる場合につき、その対象を第 3 条(保護対象としての成立性)及び第 11 条(2)1(に限定し、かつ、無効にできる主体を特許庁長官から特許庁に変更した。

#### ・第 31 条 (出願)

(1) 電子出願が可能になったことに伴い、出願の手段について新たに規定した。また、電子出願には電子署名等は不要である旨を明記した。

#### ・第 32 条 (出願の内容)

(1) 1. 願書の記載事項のうち、法人である出願人の所属国につき、改正前は「現実の商業上若しくは工業上の営業所を有している国」とされていたが「本拠を有する国」と改正された。

(1) 7. ロカルノ協定による工業意匠の国際分類による「製品分類番号」が「製品の識別指標に関する説明」と変更された。

(1) 12. 願書の任意的記載事項として、登録公告の延期(繰延)を求める申請が追加された。

(3) 出願書類をブルガリア語以外の言語で提出した場合、出願日を維持できるブルガリア

語の翻訳文提出期限が、改正前は元の出願日から「3月以内」であったのが「2月以内」に短縮された。

・第33条（複合出願）

(1) 複数意匠一出願の条件についての規定であるが、実質的には変更はない。

・第34条（出願の分割）

(1) 分割出願が優先権の利益を享受することができる期限として、分割出願の受領期限を最初の出願日から「3月」であったのを「2月」に変更した。

(2) 複数意匠一出願の要件を具備しない出願に対して特許庁が分割を提案する場合に付与される分割出願の期限を最初の出願日から「3月」であったのを「2月」に変更した。

・第36条（方式審査）

(1) 出願日認定要件が満たされない場合の効果を、「受領された書類は、特許庁に保管される。」から「出願は、行われていないものとみなす。」と変更した。

(2) 出願の際に必要な手数料の納付書類が添付されていない場合に、その不備を除去するために付与される期間を「3月」から「1月」に変更し、かつ、期間満了後2月以内であれば倍額納付が可能であることを追加した。また、納付すべき手数料に、改正により導入された登録公告の延期(繰延)を求める場合の手数を追加した。

(3) 手数料納付書類の提出後2月以内に行われる所定の方式要件の審査の結果、不備があった場合にこれを除去するために付与される期間を「3月」から「2月」に変更した。

・第36a条（出願公告）

改正前は、方式審査終了後1月以内に出願公告をする旨及びその対象項目が規定されていたが、この規定を廃止した。

・第36b条（意匠登録に対する異議申立）

改正前は、出願公告日から2月以内に何人も異議申立ができる付与前異議申立制度が規定されていたが、出願公告制度の廃止によりこの異議申立制度も廃止した。

・第37条（登録手続）

新規性等の実体審査の廃止により、表題を「実体審査」から「登録手続」に変更した。

(1) 改正前は、異議申立期間満了後1年以内に実体審査をする旨規定していたが、改正によって当該実体審査制度が廃止されたため、改正後の本項は、方式審査期間満了後2月以内に出願意匠が意匠の定義に合致するか及び公序良俗に違反しないかのみを審査すると変更され、新規性や先後願の登録要件を審査する旨の規定は削除された。

(2) 新規性の判断資料として公知公用も考慮する旨規定されていたが、新規性審査の廃止により本項も廃止された。

(3) 所定の審査の結果、拒絶理由が通知される点は改正前と同様であるが、反論の提出期間が3月から2月に変更された。

(5) 登録に必要な手数料を1月以内に納付しない場合につき、当該期間満了後1月以内に倍額納付が認められる旨の規定が追加された。

(7) 複合意匠の一部に拒絶理由がある場合の応答期間が3月から2月に変更された。また、一部拒絶の場合、改正前は出願が全部拒絶される決定が行われる旨が規定されていたが、改正により、一部拒絶の決定もできるよう変更された。

(8) 出願に関する通信を行う国家審査官は意匠登録出願に関しても決定を下す旨の規定が新設された。

・第38条（出願の取下、限定及び変更）

(3) 出願人の名称等の変更につき、出願人の請求によるべきものとされていたのが、出願人の申請によるものと変更された。

・第39条（登録更新）

(1)(2)(4) 意匠登録の更新の手続につき、改正前の「請求」を改正後は「申請」に基づくものと変更された。

・第41条（紛争の審理）

(4) 拒絶決定に対する不服審判、方式不備による手続終了決定に対する不服審判、及び無効請求を審理する特許庁紛争部の審理手続は、閣僚会議の布告により定める旨を新設した。

・第44条（審判請求に関する決定）

(1)(2)(3) 審判請求の審理の結果についての決定権者につき、改正前は「特許庁長官」と明記していたが、改正によりこれを削除し、別項を設けて規定した。

(5) 上記(1)(2)(3)の決定をする主体は、特許庁長官又は書面による命令により委任された副長官である旨を本項を新設して新たに規定した。

・第45条（無効請求に関する手続）

(2)(3) 無効請求の審理の結果の決定をする主体につき、改正前は「特許庁長官」と明記していたが、改正によりこれを削除し、別項を設けて規定した。

(6) 無効請求に対する決定は、改正前、当事者双方による所定の攻撃防御手続後「3月」以内に行う旨を規定していたが、改正によりこの期間を「6月」と変更した。

(7) 上記(2)(3)の決定をする主体は、特許庁長官又は書面による命令により委任された副

長官である旨、本項を新設して規定した。

・第 46 条 (期間の延長)

延長することができる期間のうち、拒絶理由通知に対する 3 月の反論期間が除外された。また、延長可能期間について、改正前は「3 月」と固定されていたが、改正後は「同じ期間について 1 回」と変更された。

・第 47 条 (期間の回復)

不測の状況により所定期間が確保できなかった場合には、出願人又は意匠所有者は期間を回復することができるが、この回復手続を「請求」から「申請」に変更した。

・第 48a 条 (登録公告の延期)

ブルガリアが加盟するハーグ協定ジュネーブアクトでは、意匠の国際出願が国際登録された場合、国際事務局は国際登録から 6 月後又はその後可及的早期に国際登録を国際意匠公報で公開するのが原則である(同アクト第 10 条(3)、ハーグ共通規則第 17 規則(1)(iii))。

ただし、国際出願日又は優先日から最大 30 か月の期間、国際登録の公開を延期(繰延)することができる(ハーグ協定ジュネーブアクト第 11 条)。

国際公開の延期制度とブルガリア国内出願との公平を図るため、ブルガリア国内出願の出願人も、登録公告を出願日又は優先日から 30 月間延期(繰延)できる制度を新設し、その要件と効果について規定した。

・第 48b 条 (公告請求)

登録公告の延期をした場合、意匠所有者は出願日から 27 月以内に所定の手数料を納付して公告請求を行う旨の規定を新設した。公告請求手続を怠ると出願は取り下げられたものとみなされる。

・第 48c 条 (延期期間満了後の公告)

登録公告を延期した場合、所定期間内に公告請求をして手数料が納付された場合には、延長期間満了後直ちに公告する旨の規定を新設した。

・第 4 章 (ハーグ協定の手続に基づく工業意匠の登録)

本章の表題を修正した。

・第 50 条 (工業意匠の国際登録)

(1) ブルガリアはハーグ協定の加盟国であったが、ハーグ協定ジュネーブアクトに加盟したことに伴い、意匠の国際登録の意味につき、従前のハーグアクトに基づくものに加え、

ジュネーブアクトに基づくものを追加するよう変更した。

(2) ハーグ協定に基づく国際登録のブルガリア国内における第三者に対する効力につき、ジュネーブアクトの適用される国際登録の効力の基準日を追加した。

(3) ブルガリアを指定国とする国際登録の効力につき、ブルガリア国内意匠との関係を明記する条文を新設した。

・ **第 51 条 (国際登録の有効期間)**

国際登録の有効期間の開始日につき、世界知的所有権機関の国際意匠公報による登録日とする旨の規定を追加した。

・ **第 52 条 (特許庁における手続)**

(1) ブルガリアを指定国とする国際出願の審査につき、改正前は新規性等の実体審査を受ける旨を規定していたが、新規性等の審査の廃止に伴い、国際登録の公告日から 6 月以内に、意匠の定義に合致するか、及び公序良俗に違反しないかのみを審査すると改正された。

(2) 上記審査の結果、拒絶理由が存在する場合は全体拒絶又は部分拒絶の理由の通知を国際事務局に送付し、反論の機会を付与する旨の規定を新設した。

・ **第 53 条 (国際出願)**

(2) (3) (4) ブルガリア国民がブルガリア特許庁を通じて意匠の国際登録の手続をする場合について、特許庁から国際事務局に出願を送付する期間、国際登録手数料の納付に関する規定を新設した。

・ **第 54 条 (ブルガリア共和国を本国とする国際出願)**

ブルガリア国民が国際出願において自国を指定しても効力を有しない旨、すなわち、自己指定を認めない旨の規定であるが、実質的な変更はない。(注記・その後、自己指定の留保の宣言を撤回した-2012年3月5日 WIPO 公表)

・ **第 60a 条 (保全措置)**

改正前には、意匠権者又は排他的ライセンスは侵害行為の仮差止や侵害物件の仮差押等の保全措置をとることができる旨が規定されていたが、改正によりこれらの規定を削除した。

・ **第 63 条 (国境規制措置の適用条件)**

(3) 税関による国境規制措置の適用につき、税関職員が所定の手数料を徴収する旨を規定していた条文を改正により削除した。

・第 66 条 (侵害の成立)

(1) 改正前, 侵害の成立は特許庁長官の任命した職員が内務省と共同して行う検査記録によって立証される旨が規定されていたが, 改正後は, 内務省との共同は必要ではなく, 協力を要請できる旨の規定に変更した。

・第 69 条 (行政罰の賦課及び執行)

(3) 侵害行為者等に対する制裁としての強制執行の根拠が, 「財産上の制裁の租税手続法に従った強制執行」が「租税保険手続法典の手続により課される罰金又は財産罰の強制執行」と変更され, また, 処罰命令書の送付先が「政府の徴収機関」から「国家収入庁」に変更された。

・追加規定

§ 1

3. 「ロカルノ協定」の定義において, 締結日及び改正日から月日を省略して簡略化した。
10. 「物品の組合せ」の定義につき, 改正前の「室内装飾, キッチン又はダイニング・カーの用具等」という例示を削除した。

**租税保険手続法典の改正及び追加に関する法律(公布—SG 12/09, 2009 年 5 月 1 日施行; 追加—SG 32/09)の経過規定及び最終規定**

本法の施行日について, 規定により 3 種類の施行日を設ける旨の規定を追加した。

**工業意匠に関する法律の改正及び追加に関する法律(公布—SG 35/10, 2010 年 8 月 12 日施行)の経過規定及び最終規定**

改正後の法律に移行するための経過措置について規定した。